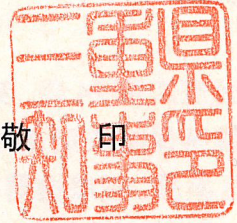


有限会社トータルヘルスサポート 様

三重県知事 鈴木 英敬 印



児童福祉法第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関
の指定について

先に申請のあったこのことについて、その内容を審査した結果、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 19 条の 9 第 1 項の規定により、令和 2 年 12 月 1 日をもって指定を更新します。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して下表のとおり承認されたものであることをご了知ください。

- 1 名称、所在地等法第 19 条の 14 及び児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、10 日以内に届け出ること。
- 2 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法(昭和 23 年法律第 205 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する処分(裏面に掲げる規定によるものに限る。)を受けた場合は、速やかに届け出ること。
- 3 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 11 月 30 日までに指定の更新を受けること。
- 4 指定医療機関療養担当規程(平成 26 年厚生労働省告示第 466 号)により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地	有 効 期 限
ソーラー薬局	三重県桑名市新西方 3 丁目 206 番地	令和 8 年 11 月 30 日

* 6 年毎に更新が必要となります。有効期限が切れる前に、更新の手続きをしてください。